

ACUITY **LAW**

MONTHLY LEGAL ROUNDUP

NOVEMBER 2022
acuitylaw.co.in

Acuity Law について

Acuity Law は、2011年11月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Gautam Narayan、Deni Shah、Renjith Nair、Dhaval Jariwala が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident, or any other cause.

今回のリーガル・ラウンドアップは、2022 年 11 月に発行された、法律や規制に関する重要なトピックについての弊社のソートリーダーシップ記事およびプライマーをまとめたものです。詳細を確認されたい方は、各リンクからご覧ください。

A. SCHEMES, POLICIES AND INITIATIVES

1. Gujarat Electronics Policy, 2022-2028

グジャラート州政府は、2022 年 10 月 28 日に「グジャラート州エレクトロニクス政策、2022-2028」を発表し、州内に強固なエレクトロニクス製造エコシステムを構築することを目指しています。本記事では、価値主導のエレクトロニクス製造を促進し、グジャラート州におけるエレクトロニクス分野の全体的な発展を可能にするために、同政策において導入された様々な財政的および非財政的インセンティブについてまとめています。

[Read more](#)

B. INCOME TAX LAWS

1. Equalisation Levy – A welcome judgment on jurisdiction and applicability

平衡税は、2016 年財政法によりインドに導入され、インドのサービス受領者が「特定サービス」を提供する際に非居住者のサービス提供者に支払うべき対価総額に対して 6%が控除されます。"特定サービス"とは、オンライン広告、デジタル広告スペースの提供、電子商取引によるサービスの供給、オンライン広告を目的とした施設やサービスの提供を指します。所得税審判所は、Deputy Commissioner of Income Tax v. Prakash Chandra Mishra のケースで、インドの納税者は、非居住者の顧客が非居住者のターゲット層に対してサービス提供者のサービスを利用できるように仲介するのみであり、平衡税の規定は発動されない、と判断しています。本記事では、2016 年財政法第 165 条の適用範囲と適用可能性について、我々の見解とともに解説しています。

[Read more](#)

C. DISPUTES

1. Resolving the conundrum between the MSMED Act, 2006 and the Arbitration and Conciliation Act, 1996

2006 年中小企業振興法（MSMED 法）と 1996 年仲裁調停法との相互作用に関する問題は、しばしば裁判所にて議論されてきました。近年、Gujarat State Civil Supplies Corporation Ltd. v. Mahakali Foods Pvt. Ltd. & Anr.において、インドの最高裁判所の判決により、MSMED 法に基づく紛争解決手続を支持する方向へ傾きました。本記事では、両法律の相互関係、最高裁の最近の判決について、我々の見解とともに解説しています。

[Read more](#)

2. **Primer on writs in India**

いかなる公権力の行為または不作為も、国民の権利に悪影響を及ぼす可能性があります。国民の権利を保護し、行政行為をコントロールするための最も有効な手段は、効率的な司法コントロールです。本記事では、行政行為を統制し、国民の権利を保護するための基本的な手段である令状について考察しています。

[Read more](#)

3. **CPC not applicable for granting interim reliefs under Arbitration Act**

インドの民事裁判所において従うべき民事訴訟手続は 1908 年民事訴訟法（CPC）により規定されていますが、その手続の厳格さが仲裁のような別の場合で行われる手続にも適用されるかどうかについては、これまで議論がなされてきたところです。本記事では、この議論に決着をつけた *Essar House Pvt. Ltd. v. Arcellor Mittal Nippon Steel India Ltd.* の最高裁判決についての我々の見解を述べています。

[Read more](#)

4. **Supreme Court on mandatory mediation in the era of docket explosion**

近年、最高裁判所は、*M/s Patil Automation Pvt. Ltd. v. Rakheja Engineers Pvt. Ltd.* において、商事裁判所法の下での事前の調停に関する規定は本質的に強制であると判示しました。最高裁の判決は、商業紛争の迅速かつコスト効率の良い解決を可能にする、インドにおける調停促進アプローチへの一歩となるものです。本記事では、当該最高裁の判決について考察すると共に、仲裁法における Med-Arb 条項への影響について、我々の見解を述べています。

[Read more](#)

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon
Off Ganpatrao Kadam Marg
Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in